

## 地域障害児支援体制中核拠点登録適合チェックリスト（児童発達支援センター対象）

1	<p>○ 市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保しているか。</p> <p>以下のいずれかに該当する場合には、要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（自立支援）協議会（こどもの専門部会含む）又はこれに準ずる会議等に参画している場合。</li> <li>（自立支援）協議会の設置がない場合等であって、市町村が開催する障害福祉・障害児支援に関する会議への参加や、市町村と定期的に情報共有等を目的とした会議を開催している場合。</li> <li>令和6年4月1日時点では上記の各取組を実施していないが、令和6年度早期に実施予定である場合。その場合には、市町村と事前に協議・調整を行い、市町村が認めたものであること。</li> </ol>
回答	<p>いちばん星新宮は新宮町自立支援協議会の事務局を担当しているとともに、新宮町・古賀市・福津市で行っている2市1町の障がい児部会の研修等の取りまとめを行っている。</p>
2	<p>○ 幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保しているか。</p> <p>以下のいずれかに該当する場合には、要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>指定放課後等デイサービスの指定を有している場合。</li> <li>同一法人及び同一市町村内であって、指定放課後等デイサービスの指定を有している事業所との連携により、体制を確保している場合(指定管理等の場合であって、一体的に運用されている場合には他法人でも可)。</li> <li>保育所等訪問支援の指定を有している、又は自治体からの補助、委託事業等により、小学校から高等学校までのいずれかの学校等に訪問し、学齢児に対して支援を行うことが可能である場合。</li> <li>同一法人及び同一市町村内であって、保育所等訪問支援の指定を有している等の事業所との連携により、上記3の内容を行う体制を確保している場合。(指定管理等の場合であって、一体的に運用されている場合には他法人でも可)。</li> <li>令和6年4月1日時点では上記の各取組を実施していないが、令和6年度早期に実施予定である場合。その場合には、市町村と事前に協議・調整を行い、市町村が認めたものであること。</li> </ol>
回答	<p>1.2.3に該当</p> <p>強度行動障害の研修を実施。行動面だけに注目せずに、環境面や心理面での包括的な視点を学ぶことで強度行動障害になる前の低学年から一人ひとりの心に寄り添った支援につなげていく。</p> <p>また保護者支援を強化するための研修を子育て支援課と連携を図りながら、新宮町の幼稚園、保育園の教員を対象とした研修を実施。</p>
3	<p>○ 地域の障害児通所支援事業所との連携体制を確保しているか。</p> <p>以下のいずれかに該当する場合には、要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地域の障害児通所支援事業所等が参加できる研修会等を開催している場合</li> <li>定期的に、地域の障害児通所支援事業所を参集して、情報共有の場を設けている場合</li> <li>地域障害児支援体制強化事業や障害児等療育支援事業、その他事業を活用し、地域の障害児通所支援事業所に対して助言・援助を行っている実績がある場合。</li> <li>令和6年4月1日時点では上記の各取組を実施していないが、令和6年度早期に実施予定である場合。その場合には、市町村と事前に協議・調整を行い、市町村が認めたものであること。</li> </ol>

回答	<p>重症心身障がい児童の支援では、児童の利用している事業所の座位保持装置や姿勢の取り方、摂食指導などを行っている。また、6月22日(土)に外部講師を招いて、重症心身障がい児童への摂食の勉強会を保護者や他事業所に向けて行った。</p> <p>知的・発達部門では新宮町で児発を行っている事業所が少ないことと、自立支援ネットワークなどの参加も乏しく連携が図れていない。</p>
4	<p>○ インクルージョンの推進体制を確保しているか。</p> <p>以下のいずれかに該当する場合には、要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保育所等訪問支援の指定を有している場合。</li> <li>2. 同一法人及び同一市町村内であって、保育所等訪問支援の指定を有している事業所との連携により、体制を確保している場合(指定管理等の場合であって、一体的に運用されている場合には他法人でも可)。</li> <li>3. 令和6年4月1日時点では上記の各取組を実施していないが、令和6年度早期に実施予定である場合。その場合には、市町村と事前に協議・調整を行い、市町村が認めたものであること。</li> </ol>
回答	<p>1に該当</p> <p>前年と同様、幼稚園や保育園では比較的保育所等訪問支援の理解は高い。しかし、小学校になると教頭を通して日程調整等が必要であり、担当の教員の理解は保育園等に比べると乏しい。また、不登校などの支援ではSCとの関りはあるものの、学校での課題や保護者支援についての共有にも課題が見られる。</p>
5	<p>○ 入口としての相談機能を果たす体制を確保しているか。</p> <p>以下のいずれかに該当する場合には、要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障害児相談支援の指定を有している場合。</li> <li>2. 同一法人及び同一市町村内であって、障害児相談支援の指定を有している事業所との連携により、体制を確保している場合(指定管理等の場合であって、一体的に運用されている場合には他法人でも可)。</li> <li>3. 市町村から委託相談を受託している場合。</li> <li>4. 発達支援の入口の相談を、市町村が中心になって行っており、当該相談と日常的な連携を図りながら、必要な支援を提供できる体制があること。この場合には、事前に市町村と協議・調整を行うこと。</li> <li>5. 令和6年4月1日時点では上記の各取組を実施していないが、令和6年度早期に実施予定である場合。その場合には、市町村と事前に協議・調整を行い、市町村が認めたものであること。</li> </ol>
回答	<p>1に該当</p> <p>継続的に、新宮町の発達ルームのびっこのグループへの作業療法士の派遣を行いながら、定期的に児童の評価を行っている。また、言語聴覚士の個別療育も開始し、必要に応じて、子育て支援課と連携を図っている。</p>
6	<p>○ 地域の障害児支援体制の状況及び基本要件に関する取組の状況を年に1回以上公表しているか。</p> <p>以下に該当する場合には、要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域の障害児支援体制の状況及び基本要件に定める取組の状況について年に1回以上公表している場合。この場合、市町村や他の加算対象事業所との連携により、共同で作成したものでも差し支えない。</li> </ol>
回答	<p>ホームページ上で公表している。</p>
7	<p>○ 自己評価の項目について、外部の者による評価を概ね年に1回以上受けているか。</p> <p>以下のいずれかに該当する場合には、要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第三者評価等、外部の評価機関による外部評価を受審している場合。</li> <li>2. 運営基準に定められている自己評価を行う際に、第三者の同席を求める等、第三者が参画する形で自己評価を行っている場合。⇒実施予定の場合は、実施目安となる時期2～3月頃</li> </ol>

回答	中核機能としての実施を行う中でのいちばん星での取り組みや障がい児支援について外部の評価機関として新宮町と協議しながら進めている。毎年2月～3月を目安に今年度の取り組みの振り返りと次年度の取り組みについて共有している。
8	<p>○ 従業者に対する年間の研修計画を作成し、当該計画に従い、1年に1回以上研修を実施しているか。 ※ 令和6年度中は、今後策定する予定であることでも差し支えない</p> <p>以下に該当する場合には、要件を満たすものとする。</p> <p>1. 全従業者を対象とした研修計画を策定し、計画的に支援の質に関する研修を実施している場合 ※ 基準において実施が義務付けられている、虐待防止に関する研修及び虐待防止に関する研修等の実施のみの場合は不可。</p>
回答	毎月第2土曜日を研修日と定め、いちばん星全職員を対象とした研修を行っている。 ※別紙参照
<b>2. 体制要件</b>	
イ	<p>主として包括的な支援の推進と地域支援を行う者を配置できる体制があること。</p> <p>以下の職種に該当する者であって、障害児通所支援又は障害児入所支援、若しくは障害児相談支援に5年以上従事した経験のある者を、児童発達支援給付費の算定に必要な人員に加えて1以上配置（常勤専任による配置）できる場合（下記ロとは異なる者を配置すること）。</p> <p>※ 経験年数は、資格取得後から当該支援に従事した経験年数とする。</p> <p><b>【対象となる職種】</b> 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士、児童指導員</p>
回答	別紙参照
ロ	<p>主として専門的な発達支援及び相談支援を行う上で中心となる者を配置できる体制があること。</p> <p>以下の職種に該当する者であって、障害児通所支援又は障害児入所支援、若しくは障害児相談支援に5年以上従事した経験のある者を、児童発達支援給付費の算定に必要な人員に加えて1以上配置（常勤専任による配置）できる場合（上記イとは異なる者を配置すること）。</p> <p>※ 経験年数は、資格取得後から当該支援に従事した経験年数とする。</p> <p><b>【対象となる職種】</b> 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士、児童指導員</p>
回答	別紙参照
ハ	<p>多職種連携のチームアプローチにより、専門的な支援を提供できる体制があること。</p> <p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士及び児童指導員を全て配置すること。ただし、当該配置にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>保育士及び児童指導員については、3年以上障害児通所支援又は障害児入所支援の業務に従事した経験を有する者を配置する必要があること。なお、経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものとする。</p> <p>基準人員、児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算により加配した人員、上記イ及びロの人員でも可能とする。配置すべき者に係る職種のうち2職種までは常勤・常勤換算ではない配置によることも可能であること（例：同一法人内の他の施設に勤務する専門職の活用等により2職種を有する者（理学療法士・作業療法士1名ずつ）を自事業所に勤務させる体制を確保する等）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同一者が複数の職種を有している場合には、2職種までに限り評価を可能とする。</li> </ul>
回答	別紙参照